

**(仮称) 四日市市学校給食センター
整備運営事業**

特定事業の選定

**令和2年4月6日
四日市市**

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業 特定事業の選定

四日市市（以下、「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表する。

令和 2 年 4 月 6 日

四日市市長 森 智広

特定事業の選定について

第1章 事業概要

1. 事業名称

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業

2. 事業に供される公共施設

学校給食センター

3. 施設概要

建設予定地：四日市市赤水町 971-1 他

敷地面積：約 17,000 m²

供給能力：9,000 食/日、2 献立

4. 施設の管理者

四日市市長 森 智広

5. 事業の目的

市は、平成 30 年 12 月に策定した「四日市市中学校給食基本構想・基本計画」に基づき、給食センター方式による中学校給食を実施することとした。

本事業は、(仮称) 四日市市学校給食センター (以下、「本件施設」という。) の施設整備 (解体工事等業務、前面道路の拡幅工事業務、設計・建設業務をいう。以下同様とする。) 業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務について、PFI 法に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と民間事業者 (以下、「事業者」という。) が連携することで、より良質で効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

6. 事業の概要

事業者が主に行う業務は次のとおりである。具体的な事項については、入札説明書等において提示する。

ア 解体工事等業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 解体設計業務

(ウ) 解体工事業務

(エ) 解体工事業務によって生じた廃棄物の処理業務

イ 前面道路の拡幅工事業務

ウ 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備調達業務
- (カ) 調理備品調達業務
- (キ) 食器・食缶等調達業務
- (ク) 事務備品調達業務
- (ケ) 配膳室の什器、備品等調達業務
- (コ) 配送車調達業務
- (サ) 周辺対策業務
- (シ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (ス) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (セ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

エ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (エ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (オ) 従業員等の研修
- (カ) 調理・配送・回収リハーサル
- (キ) 給食提供訓練業務
- (ク) 試食会の開催支援
- (ケ) 事業説明資料の作成
- (コ) 映像紹介資料の作成

オ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- (ウ) 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。）
- (エ) 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。）
- (オ) 事務備品保守管理業務（事務備品の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

カ 運營業務

- (ア) 食材検収補助・保管業務
- (イ) 調理業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒等業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務、配膳室備品の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (ク) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- (コ) 献立作成・食材調達支援業務
- (サ) 食育支援業務
- (シ) 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

7. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、市が事業者からサービスを購入する形態とする。

8. 事業方式

事業方式は、PFI法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設の施設整備を行い、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

9. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- ア 施設整備・開業準備期間：令和3年1月～令和5年3月末（2年3ヶ月）
- イ 維持管理・運営期間：令和5年4月～令和20年3月末（15年）

第2章 市が直接本事業を実施する場合と PFI（BTO）方式により実施する場合の評価

1. 特定事業の選定基準

本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること、及び市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを基準に選定した。

2. 評価の方法

(1) 定量的評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、本事業を実施する民間事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(2) 定性的評価

上記の定量的評価に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

3. 定量的評価（市の財政負担額の縮減）

(1) 算定にあたっての前提条件

本事業において、市が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、その主な前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

表：市の財政負担算定の前提条件①

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費	①施設整備費 ②開業準備費 ③維持管理費 ④運営費 ⑤SPC 管理運営費 ⑥アドバイザー費 ⑦モニタリング費 ⑧公租公課

表：市の財政負担算定の前提条件②

項目	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
共通の条件	①事業期間 17年3か月 (施設整備・開業準備期間2年3か月、維持管理・運営期間15年) ②敷地面積 約17,000㎡ ③供給能力 9,000食/日 ④割引率 0.562%	
資金調達に関する事項	①国庫補助金 ②起債 起債充当率75% 償還年数15年 ③一般財源	①国庫補助金 ②起債 起債充当率75% 償還年数15年 ③市中銀行借入 償還年数15年 固定金利 ④資本金 ⑤一般財源
積算方法	概略の施設計画を策定し、同規模・同用途の事業における実績値等を勘案して算定	市が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定

(2) 算定結果

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較した結果、約 7.4%の市の財政負担額の縮減効果が認められた。

4. 定性的評価

(1) 公共サービスの水準の向上

本事業を PFI 事業により実施する場合、性能発注とすることにより、事業者が有する施設整備と維持管理・運営の専門的な知識やノウハウを活用できることから、本件施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。

また、金融機関が運営状況についてモニタリングを実施することにより、一層の事業の安定性や監視機能の向上が図られることが期待できる。

さらに、施設整備と維持管理・運営を一括で契約することにより、維持管理・運営業務を担う者の意向を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できることや早めの開業準備等の着手が可能となり、供用開始時からのスムーズな運営がなされることも期待できる。

(2) 適正なリスク分担による事業の安定性の確保

本事業を PFI 事業により実施する場合、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応や過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

5. 総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価の結果から、本事業を PFI 事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 7.4% 縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上、適正なリスク分担による事業の安定性の確保も期待することができる。

したがって、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。